



令和4年8月1日  
名古屋国道事務所

## 災害時における円滑な救援ルートの確保のために —迅速な救命・復旧作業へ！道路占用事業者と情報共有訓練を実施—

8月3日、国土交通省名古屋国道事務所（道路管理者）は、災害発生時に、道路占用物件の被害情報等の共有を滞りなく行うため、道路占用事業者と連携して「情報共有訓練」を実施します。

- 大規模災害時において、倒壊した電柱や、切断された電線によって道路がふさがれる等、道路占用物件の損傷により、迅速な救命活動や復旧活動に支障を及ぼす可能性があります。
- そこで、名古屋国道事務所では円滑な救援ルートを速やかに確保するため、道路占用事業者と被害内容や位置情報等の共有を図る情報共有訓練を実施します。

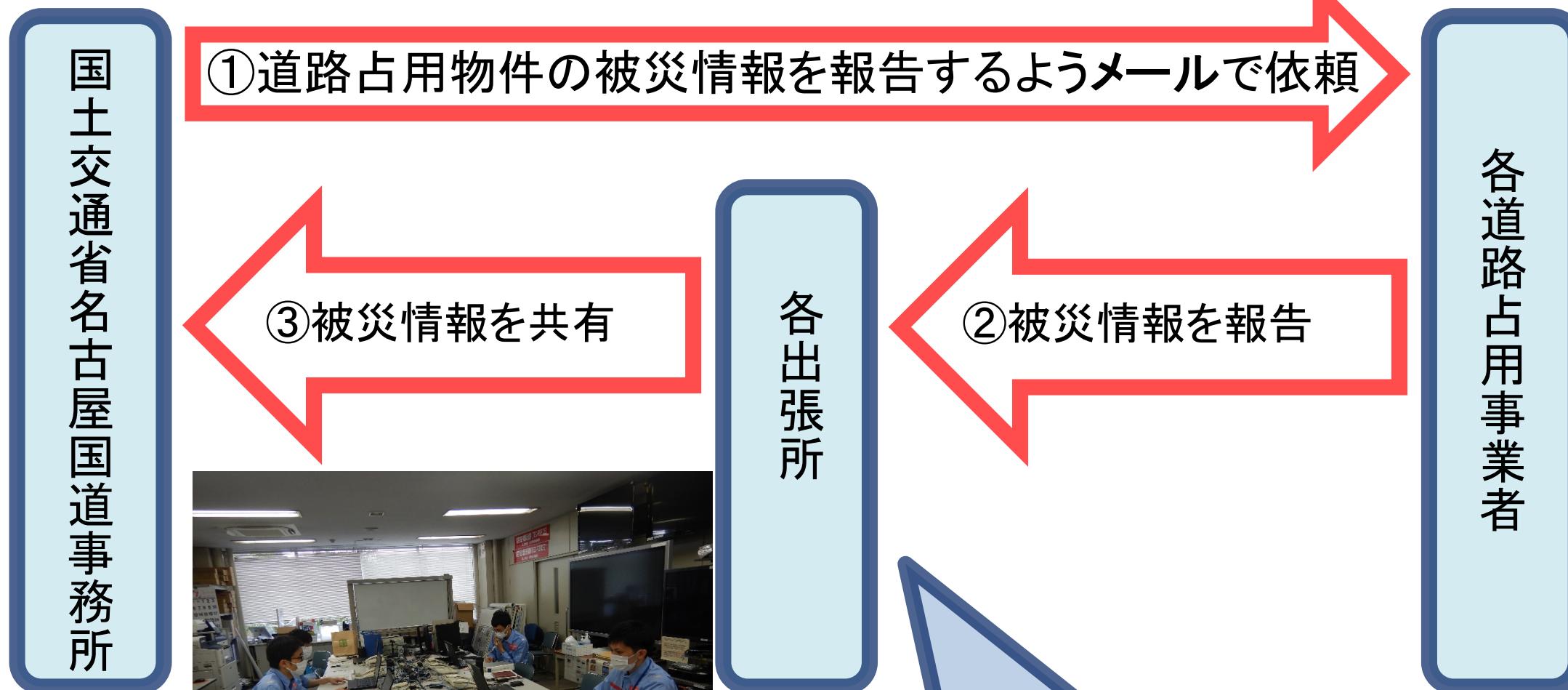
\* 道路占用物件とは、道路法の許可に基づき道路に設置された工作物、物件又は施設  
例：電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管、マンホール、看板 等

- 1 実施日 令和4年8月3日（水） 9:15～12:00
- 2 実施状況 別紙のとおり
- 3 参加者 名古屋国道事務所、道路占用事業者24団体  
（今年度はガス・通信・電気関係の占用事業者と行います）
- 4 配布先 中部地方整備局記者クラブ
- 5 問合せ先 中部地方整備局 名古屋国道事務所 占用調整管理官 中村 澄之  
管理第一課長 中川 智郎  
（電話：052-853-7324 Email：cbr-na-kanr1@mlit.go.jp）

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

災害発生！道路占用物件にも被害が及ぶ恐れが・・・！  
道路管理者として素早く情報を把握するためには！

※道路占用物件・・・電柱、電線、通信線、ガス管等



※昨年度の様子

なぜ出張所を挟む？  
名古屋国道事務所が管理する道路は8路線  
436.7kmと膨大で、連絡を取る占有者は100を超える。  
7つの出張所に分散することで、情報共有の確  
実性を高めるとともに、現場を管理する各出張所  
が被災状況を迅速に把握することも可能にする。

## 得られた被災情報、どう活かすか？

国土交通省名古屋国道事務所

災害時、ふさがってしまった道路の通行を確保すること(道路啓開)は道路管理者としての責務

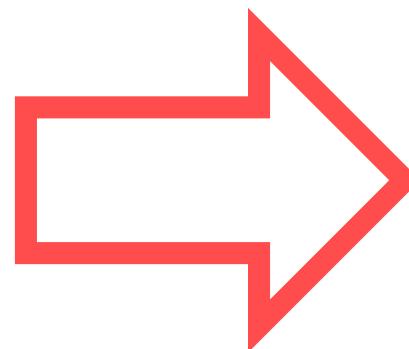
道路占用物件の被災情報も踏まえて、道路啓開の優先順位等作戦を立てる



※昨年度の様子



得られた情報と作戦を活かし、円滑に作業！



復旧完了！

※右下、左下写真は防災訓練時の様子です。

### ○訓練の意義

道路占用物件の被災情報を共有するには、当然各道路占用事業者の協力が必要不可欠である。しかし、災害発生時は各道路占用事業者もその対応に追われているため、情報を共有できない可能性がある。そういった事態を防ぐためにも平時から情報を共有する体制を整え、訓練で実践することが大切である。